

令和7年6月13日6月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福岡 誠 志	副 市 長 細 美 健
副 市 長 山 崎 輝 雄	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 吞 谷 巧
市 民 部 長 松 本 英 嗣	福祉保健部長 菅 原 啓 子
子育て支援部長 中 村 徳 子	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	建 設 部 長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教 育 長 迫 田 隆 範	教 育 部 長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 明 賀 克 博	次 長 後 藤 賢
議 事 係 長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（15日間）
第 2		議会運営委員会委員長中間報告
第 3	報告第3号 報告第4号 報告第9号 報告第10号 報告第11号	専決処分の報告について（和解することについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） 専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 4	報告第5号 報告第6号 報告第7号 報告第8号	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例） 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例） 専決処分の承認を求めることについて（三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
第 5	報告第12号 報告第13号	繰越明許費繰越計算書について（令和6年度三次市一般会計予算） 繰越計算書について（令和6年度三次市下水道事業会計）
第 6	議案第45号 議案第46号 議案第47号 議案第62号	三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案） 三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案） 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案） 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）
第 7	議案第48号 議案第49号 議案第50号 議案第51号 議案第52号 議案第53号 議案第54号	財産の処分について 指定管理者の指定の変更について 指定管理者の指定の変更について 指定管理者の指定の変更について 動産の買入れの契約について 動産の買入れの契約の一部変更について 工事請負契約の一部変更について

	議案第55号	工事請負契約の一部変更について
	議案第56号	工事請負契約の一部変更について
	議案第57号	工事基本協定の締結について
	議案第58号	損害賠償の額を定めることについて
	議案第59号	損害賠償の額を定めることについて
第 8	議案第60号	令和7年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）
	議案第61号	令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）

令和 7 年 6 月三次市議会定例会議事日程（第 1 号）

（令和 7 年 6 月 13 日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（ 日間）…………… 9
第 2		議会運営委員会委員長中間報告…………… 9
第 3	報 3	専決処分の報告について（和解することについて）…………… 12
	報 4	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）… 12
	報 9	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）… 12
	報 10	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）… 12
	報 11	専決処分の報告について（訴えの提起について）…………… 12
第 4	報 5	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）…………… 14
	報 6	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）…………… 14
	報 7	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）…………… 14
	報 8	専決処分の承認を求めることについて（三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）…………… 14
第 5	報 12	繰越明許費繰越計算書について（令和 6 年度三次市一般会計予算）…………… 16
	報 13	繰越計算書について（令和 6 年度三次市下水道事業会計）…………… 16
第 6	議 45	三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）…………… 16
	議 46	三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）… 16
	議 47	三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）…………… 16
	議 62	三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）…………… 16
第 7	議 48	財産の処分について…………… 20
	議 49	指定管理者の指定の変更について…………… 20
	議 50	指定管理者の指定の変更について…………… 20
	議 51	指定管理者の指定の変更について…………… 20
	議 52	動産の買入れの契約について…………… 20

	議 53	動産の買入れの契約の一部変更について……………	20
	議 54	工事請負契約の一部変更について……………	20
	議 55	工事請負契約の一部変更について……………	20
	議 56	工事請負契約の一部変更について……………	20
	議 57	工事基本協定の締結について……………	20
	議 58	損害賠償の額を定めることについて……………	21
	議 59	損害賠償の額を定めることについて……………	21
第 8	議 60	令和 7 年度三次市一般会計補正予算（第 1 号）（案）……………	24
	議 61	令和 7 年度三次市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）（案）……………	24

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、誠にありがとうございます。

本日から令和7年6月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより令和7年6月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、片岡議員及び細美議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。

昨日、市長から、地方自治法第243条の3第2項に準じ、市が出資している法人の経営状況説明書の提出があり、受理しております。

受理した法人は吉舎食品株式会社です。

説明書については、タブレットに掲載しておりますので御確認をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

ここで、福岡市長から、発言したい旨、申出がありましたので、この際、これを許します。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。本会議に先立ちまして、私から行政報告をさせていただきます。

去る6月9日、中国地方にも梅雨入りの発表があり、本格的な雨のシーズンを迎えました。

これを受けて、6月10日の朝、音声告知放送や防災メールなどを通じて、私から市民の皆さんにメッセージを送り、防災への備えを呼びかけたところです。

災害に強いまちづくりに向けては、これまで様々な企業などと連携協定を締結しています。

本年5月21日には、新たに株式会社フレスタと災害時における食料・生活必需品の確保に関する協定を締結し、災害時に生活環境の早期安定を図るための体制強化を行いました。

また、5月30日には、大規模洪水想定訓練を実施し、本市の災害対策体制の確認及び能力の向上を図るとともに、訓練に合わせた避難情報などの発信も行い、市民の皆さんの防災意識の醸成にも取り組んだところです。

6月3日には、灰塚ダムで、国、県、市の合同によりまして排水ポンプ車の操作訓練を行い、関係機関との連携を確認したところです。

今後も、円滑な避難所開設運営の向上を図ることを目的として、自主防災組織や防災士ネットワーク会員の皆さんの参加の下、避難所開設訓練の実施を予定しているところです。

こうした連携協定や訓練などを通じて、災害は起きるもの、常に有事に備えるという考え方の下、企業を始め、関係機関・団体とのさらなる連携強化を図り、市民の皆さんの命と暮らし

を守る取組を進めてまいります。

防災に関しては、先般、政府は、災害に強い国づくりをめざし、総額20兆円強の事業規模による国土強靱化の次期5か年計画を閣議決定しました。

また、令和7年度の国土交通省の予算において、一般国道54号赤名トンネル改修が新規事業として予算化されています。

国道54号は、中国横断自動車道尾道松江線と共に、陰陽を結ぶ大動脈としてダブルネットワークの機能も果たしており、平常時、災害時を問わず、重要な役割を担っています。

特に、昭和30年代に建設された老朽化が進む赤名トンネルは、布野町横谷から島根県境の山間部を往来する重要なトンネルであり、維持修繕、早期改修が懸案となっておりました。

これを受けて、令和6年1月に、本市を含む沿線4市により、国道54号改良促進期成同盟会を結成し、国への要望活動を行ってまいりました。

こうした取組により、国土交通省の今年度予算において、一般国道54号赤名トンネル改修が新規事業として予算化されたところです。

今後も、国を始め関係団体等と連携しながら、円滑な事業推進が図られるよう積極的に取り組んでいくとともに、当該区間の整備効果を最大限に生かした地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、三次の夏の夜を彩る風物詩であり、本市の大切な観光資源でもある三次の鵜飼について申し上げます。

6月1日の初日には、三次の鵜飼川開きが盛大に開催され、鵜匠、舵子、船頭を始め、関係者の皆さんに敬意と感謝を申し上げるとともに、今シーズンの開幕をお祝いしたところです。

また、今年度から、三次観光推進機構では、食事メニューの多様化のほか、浴衣で乗船される方の割引料金など、お客様の満足度を高め、乗船客の増加につながる様々な取組を計画されています。

中でも、新たな取組として、市内中学生を対象に、三次の鵜飼の学習と乗船体験を行う三次の鵜飼体験活動事業を実施されます。この事業を通じて、本市への愛着と伝統文化への理解向上につながることを期待しています。

本市としても引き続き、関係者の皆さんと連携して、三次の鵜飼の国内外への魅力発信や継承への支援にも取り組んでまいります。

市民の皆さんにおかれましても、三次の鵜飼の情報発信を行っていただくとともに、乗船の機会を設けていただき、三次の鵜飼の発展、継承に御協力をお願いいたします。

次に、本日6月13日から15日まで3日間の開催を予定しておりますかわまちカフェについて申し上げます。

このイベントは、三川合流部の良好な空間形成をめざす巴峽三次かわまちづくり計画に基づき、関係機関・団体が構成する三次市かわまちづくり懇話会による取組の一環として行われるものです。

今回のかわまちカフェは、三次町の旭町公園西城川堤防上で、出展ブースの整備に向けた社

会実験として、初めての試みとして開催をされます。日替わりでおいしいグルメやかわいい雑貨などを楽しみながら、川を眺めてゆったりとした時間を過ごしていただけますので、ぜひ多くの皆さんに足を運んでいただきたいと思います。

次に、本市の学校給食の取組が、文部科学省が発行している全国誌「教育委員会月報」に取り上げられたことについて申し上げます。

この「教育委員会月報」は、文部科学省の施策や各都道府県・市町村教育委員会の特色ある取組の紹介など、教育関係者に有用な情報を提供している月刊誌です。

今回、令和7年6月号において、「広島県三次市発！～心とからだを育む みよしふるさと給食～」と題して、本市の学校給食の取組が6ページにわたって掲載をされました。

この中で、地元農産物を活用する仕組みづくりや市民を対象にした給食試食会の開催など、本市の学校給食に関する取組が網羅的に掲載をされています。

今回の掲載は、本市の学校給食の取組が国に認められ、全国の規範となる取組として紹介されたものであり、学校給食に携わる皆さんの励みになるとともに、本市のシティープロモーションにも大いに貢献する機会になったものと考えています。

この「教育委員会月報」におきましては、文部科学省のホームページから無料で閲覧できますので、議員各位にもぜひ御拝読いただければと思います。

以上、定例会開会に当たりまして行政報告をさせていただきました。

今定例会におきましては、報告11件、議案18件を御提案させていただいております。

議員の皆様におかれましてはよろしく御審議いただきますようお願い申し上げ、私からの行政報告とさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

## 日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月27日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

## 日程第2 議会運営委員会委員長中間報告

○議長（山村恵美子君） 日程第2、議会運営委員会委員長中間報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議会運営委員長。

〔議会運営委員長 宍戸 稔君 登壇〕



○議会運営委員長（矢野 稔君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会委員長中間報告（諮問事項関係）を行います。

本委員会は、議長が掲げる、注目される議会の実現に向けての活動指針、議員活動の検証とさらなる見える化、議会活動におけるコンプライアンスの創設についての諮問を受け、これまで12回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

今回は、委員会で共有し、全員協議会で確認された取組と、現在協議進行中であるコンプライアンスに関する条例（案）について、中間報告をさせていただきます。

まずは、諮問事項1、議員活動の検証とさらなる見える化であります。

これに係る具体的な項目、これまでの取組の検証と課題についてですが、平成22年度の議会基本条例制定以来、平成28年度に初めて、各会派において議会基本条例の前文に掲げる目標や活動等の達成度を4段階でそれぞれ客観的に評価を行い、平成30年度には、この評価検証の取組について、有識者による外部評価を受けました。

その結果、市民福祉の向上及び市政の進展のために、議員として、議会として、これまでどのような取組をしてきたかを検証する必要があると指摘されたことは御承知のとおりです。

これに応える形として、令和5年度に、議員として任期中に、選挙時に市民に約束した、いわゆる選挙公約の実現に向けた議員活動を、情報共有、住民参加、機能強化の視点から、また、議会基本条例第3章「市民との関係」から第6章「委員会の活動」までに掲げる目標達成に向けての議会活動の評価検証を行いました。

しかしながら、議員活動は個人の主観的な評価検証とし、議会活動は会派による客観的な評価検証と位置づけていたものの、取組の趣旨の共有が不十分であったこと、また、その仕組みも複雑過ぎていたことから、個々の温度差が見られ、期待していた評価検証はおろか、次の目標設定につながる状態の中で取組を終えてしまったことが大きな課題であると整理しました。

続いて、取組の見える化としての説明責任が果たせる情報提供ツールの作成についてであります。

これまでの評価検証の総括や、今回の新たな仕組みづくりに向けての議論の中では、議員個人の活動の評価検証が必要なのか、公表することが市民に対する説明責任を果たすことにつながるのか、さらには、公表が誹謗中傷を助長することになるかもしれないといった意見もありました。

ただ、我々の最高規範である議会基本条例第4条議員の活動原則には、「選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚」と掲げられており、個々が選挙で市民に約束した公約の実現に向けて、個人の評価ではなく、成果いかんにとらわれることなく、どのように取り組んできたかを検証する仕組みが必要ではないのか、さらには、自らが活動を主観的に検証することで見えてくる課題や、次の活動目標の設定を行う仕組み、議員活動のPDCAサイクルにもつながるとの確認に至りました。

あわせて、令和3年の議員定数の検討時に実施した市民アンケートにあった、議員の公約に対する活動が見えないなどの厳しい意見に対する我々としての責務を果たすものであるとの確

認もしています。

このたびの議員活動自己検証シート（公約の取組）が完成型とは考えていません。このことを継続して取り組むことで、改善が必要な部分や見直す内容も見えてくると考えています。引き続き、あらゆる角度から、指摘や意見を参考に、よりよい意義ある取組となるよう、今後も協議を重ねてまいります。

なお、既に委員会でも周知していますが、この検証結果を今月中には市のホームページで公開する予定としています。

次に、2つ目の項目である議員活動におけるコンプライアンスの創設について、現在2つの条例制定に向けての取組状況を報告いたします。

この条例制定に向けた調査研究を議長が諮問された背景には、昨今の全国的な議員の不祥事などを受け、令和5年4月に地方議会の役割や議員の職務等を明確にした、地方自治法第89条の改正があります。

また、国政選挙における公職選挙法違反事件による、議員が逮捕、勾留され、議員活動ができない状況や、疾病等で長期欠席した状況においても報酬が支払われることに疑問や批判の声が上がり、こうした事案に対するために、報酬の減額や支給停止を可能とする条例を制定する議会が増えてきていることが挙げられます。

このことを受け、委員会では、議員の責務と政治倫理基準等を規定する条例と、議員が会議等を連続して長期に欠席した場合における議員報酬及び期末手当の支給についての特例を規定する条例の発議に向けての進捗を進めているところであります。

その主たる内容は、議員の政治倫理基準を定めることで、それに対する違反について市民または議員から審査請求があった場合、議長は議会運営委員会にその適否を諮り、請求が適当とされた場合は、特別委員会を設置し、違反行為の存否について審査することになります。

違反が確認されれば、議会は市民の信頼を回復するために必要な措置を講じ、それを公表するものであります。

また、議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例については、まず大前提として、議員には招集に応じ会議に出席すべきことが法律上要求されています。よって、議員が疾病等何らかの理由で連続して90日を超える欠席をすれば、議員報酬等を20%減額します。さらに、1年を超えると支給はなくなります。もちろん、公務上の災害、本人の出産、被災等による欠席は適用されません。また、議員が刑事事件の被疑者または被告人として、逮捕、勾留、その他身体を拘束される処分を受けた場合は、議員報酬等の支給を停止し、有罪の判決となった場合は支給されないことを規定します。

いずれも詳細な内容については、改めて全員協議会でお示しし、確認され次第、条例案を発議するよう考えています。

以上、これまでの議長の諮問事項に対する委員会での確認事項と協議過程の概要を述べさせていただきました。議員各位におかれましては、注目される議会の実現に向けての本委員会の取組に対しまして、引き続き御理解、御協力くださるよう、改めてお願いし、議会運営委員会

委員長中間報告（諮問事項関係）といたします。

○議長（山村恵美子君） 本件は、先例により報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について（和解することについて）

報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

報告第11号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（山村恵美子君） 日程第3、報告第3号、報告第4号及び報告第9号から報告第11号専決処分の報告についてまでの報告5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました、報告第3号、報告第4号及び報告第9号から報告第11号までの報告5件について。一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第3号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の滞納家賃等の支払いと住宅明渡しを求めて争っている事件について、広島地方裁判所の和解勧告を受け入れ和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第4号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、令和7年1月19日に、三次市三原町10302番2地先、市道中三原東地線の路上で発生した落石による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第9号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、令和7年2月6日に、三次市栗屋町11009番4地先、主要地方道三次美土里線で発生した、公用車による物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

次に、報告第10号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、令和7年3月28日に、三次市作木町香淀字熊見10105番2地先、市道天楽熊見線の路上で発生した落石による車両物損事故につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第11号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、市営住宅敷地の構造物の収去及び物置、増築居宅、土地等の明渡請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告5件につきまして、御報告申し上げるものであります。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（12番 掛田勝彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 掛田議員。

○12番（掛田勝彦君） それでは、私のほうから、報告第3号と報告第11号から質問したいと思うんですが、まず報告第3号ですが、和解案を読ませていただいたんですが、これはどのような和解になるのかということが、ちょっと私の中でも理解できないというところがあります。

例えば、その中に債権放棄等があるのか。こういったものについて、もう少し具体的に教えていただければと思います。

また、報告第11号につきまして、その専決処分の報告において、市営住宅の相手方、利用者の方ですけど、構造物ということがお示しされていたわけなんですけど、この構造物については、知らないところでされていたものなのか、あるいはこれを見逃していたのか、あるいは条件付で許可していたのか、出るときに撤去していなかったからこういうことになったのか、その辺りも併せてもう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

（市民部長 松本英嗣君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 松本市民部長。

○市民部長（松本英嗣君） それでは、報告第3号について、もう少し詳しく述べさせていただきます。

本件は、借受人の家賃滞納に伴って訴えの提起を行ってりましたが、家賃につきましては納付されました。しかしながら、借受人につきましては、家賃滞納と訴えの提起を繰り返し行っておりまして、その件数が十数件に上ります。それで、今回、家賃については納付いただきましたが、今後、家賃の滞納が続くようであれば、訴えの提起をすることなく明渡しを求めることができるという形で和解を受け入れるものでございます。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田総務部長。

○総務部長（桑田秀剛君） 報告第11号の件でございます。

本件につきまして、構造物等につきましては、市営住宅に構造物を置く場合、事前に申請いただいて許可をしておるものでございます。

また、本件につきましては、6年9月議会で市営住宅の明渡しの専決処分について報告させていただきました案件の関連でございまして、市営住宅の明渡しの判決は頂いておりまして、それ以外の、今回の増築棟、物置等につきましての明渡しを追加で提訴させていただいたものでございます。

○議長（山村恵美子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告5件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、報告第5号から報告第8号専決処分の承認を求めることについてまでの報告4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第5号から報告第8号までの報告4件について一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第5号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う税率区分の改正、減免申請の記載事項に係る規定の整備等を行おうとするものであります。

次に、報告第6号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を、医療保険分につき65

万円から66万円に、後期高齢者支援金分につき24万円から26万円に、それぞれ拡大するとともに、軽減判定所得の基準額について、5割軽減を受ける世帯の被保険者1人につき乗じる金額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減については54万5,000円から56万円に拡大しようとするものであります。

次に、報告第7号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたこと等に伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、項ずれの修正等を行おうとするものであります。

最後に、報告第8号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本件は、離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めようとするものであります。

その内容は、地域経済牽引事業のための施設または土地に係る固定資産税の特例措置の期限を3年間延長しようとするものであります。

以上、報告4件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告4件は、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、報告4件については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 討論なしと認めます。

これより、報告4件を採決いたします。

お諮りいたします。

報告4件を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号から報告第8号までの専決処分の承認を求めることについての報告4件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第12号 繰越明許費繰越計算書について(令和6年度三次市一般会計予算)
報告第13号 繰越計算書について(令和6年度三次市下水道事業会計)

○議長(山村恵美子君) 日程第5、報告第12号繰越明許費繰越計算書について及び報告第13号繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました報告第12号及び報告第13号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第12号繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、令和6年6月市議会定例会等において御可決いただきました令和6年度三次市一般会計予算繰越明許費について、公共施設改修・解体事業ほか30件、合わせて13億9,112万2,000円を翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

最後に、報告第13号繰越計算書について、御説明申し上げます。

本件は、令和6年度三次市下水道事業会計予算の繰越額について、建設改良費の下水道処理場整備事業1,570万円を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げます。

以上、報告2件につきまして、御報告申し上げます。

○議長(山村恵美子君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第45号 三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例(案)  
議案第46号 三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例(案)  
議案第47号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例(案)  
議案第62号 三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第45号三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）から議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）まで及び議案第62号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）の議案4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第45号から議案第47号まで及び議案第62号の議案4件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第45号三次市定住促進住宅管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市定住促進住宅の老朽化、入居者の減少等に対応するため民間に譲渡することに伴い、関係条例である三次市定住促進住宅管理条例を廃止し、附則において、同条例に関する規定がある3条例の文言の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第46号三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市東酒屋水泳プールの老朽化及び利用人数の減少に伴い、関係条例である三次市東酒屋水泳プール設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づき、令和8年4月1日から三次市立吉舎小学校と三次市立八幡小学校を、三次市立三次中学校と三次市立君田中学校を再配置することに伴い、関係条例である三次市立学校設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、別表第1の三次市立八幡小学校及び別表第2の三次市立君田中学校の名称及び位置を削り、附則において、八幡小学校屋外運動場夜間照明施設等の名称の変更を行おうとするものであります。

最後に、議案第62号三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例である三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、法令に準じ、選挙長、投票所の投票管理者等の報酬額を改正しようとするものであります。

以上、議案4件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。



げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（8番 山田真一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 山田議員。

○8番（山田真一郎君） 議案第47号三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）について御質問します。

これは、八幡小学校、君田中学校を廃止するという議案ですけれども、再配置の進め方として、「保護者、地域住民と丁寧な議論を行い、理解と協力を得て進めます。」と基本方針のほうにはうたわれています。両校について、丁寧な議論と、理解と協力を得られたというのはどのように確認されてこの議案の提出に至ったのかお伺いします。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇教育部長。

○教育部長（宮脇有子君） それでは、まず八幡小学校のほうでございますけれども、八幡小学校につきましては、今回の小中学校のあり方に関する基本方針の以前の基本方針がございまして、令和4年3月に策定された三次市立小・中学校の規模及び配置の適正化基本方針に基づきまして、全学年が完全複式となっておりました八幡小学校については令和4年度から情報提供等を行ってまいりました。

令和7年度の児童数の見込みにおきまして、1年生から3年生がゼロという状況を受けまして、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針（素案）の説明を含めて協議を重ねてまいりました。

保護者、地域ともに協議をいたしまして、令和7年4月18日にはPTA総会におきまして、再配置について御理解を頂いたところでございます。地域につきましては、令和7年の4月25日に説明会を開催いたしまして、御理解のほうを頂いたところでございます。

そして、5月16日に、小学校のPTA、八幡自治振興会、三次市教育委員会の3者で覚書のほうを締結させていただいております。

君田中学校でございますが、君田中学校は、君田中学校区ということで、君田小学校が令和6年から全学年で完全複式となりまして、先ほど申しました以前の基本方針に基づいて情報提供等も行っていました。

また、令和7年度児童生徒数見込みにおきまして、君田中学校は新1年生が見込めないということがありまして、基本方針の素案の説明を含めて協議を重ねてまいったところでございます。

児童生徒とも協議をいたしまして、4月22日には生徒のほうとも協議を重ねたところでございます。4月24日にPTA総会におきまして、保護者の皆様から学校再配置について御理解を頂きました。また、地域の皆様にも、5月16日の説明会において御理解を頂きました。

そして、5月23日に、君田中学校のPTA、君田自治区連合会、教育委員会の3者で覚書のほうを締結させていただいております。

両校とも、それぞれ思いのおありの中で、子供たちの教育環境を充実させるということで、苦渋の選択をしていただいたというふうに思っております。

以上です。

○議長（山村恵美子君） ほかにございますか。

（18番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宍戸議員。

○18番（宍戸 稔君） ただいまの議案第47号について私も質問させていただきますけども、君田中学校に関してのことについてですけども、今ありましたように、君田中学校の関係については、5月16日、先月に初めて地域説明会というのがあって説明されたと。そのときに、既に覚書書という書面を渡されて、これに判をつけて出してくれという言われたと。しかも、日付的には5月23日付で、もう日付が入っていたものに押印を促されたということで、非常に、PTA会長、それから自治区の会長も困惑されたということを伺っております。

何回も督促を頂いたという中において押印をされたということなんですけども、押印をされたのは、そのときに、その覚書というのは、これは大したものではありませんよと、効力は伴うものではありませんから、その点は安心してくださいということで促されておるということを聞いております。

そのものがどういう経過をたどるかということも説明されていない。5月23日に教育委員会議があるからとか、議会のほうにかけるとかいうことはされていないんですね。

それを提出されたのは5月26日です。教育委員会議が23日ですね。

そういうことから、今、この手続はどうだったのかと、地域的には、皆さんが回っておられるのは拙速過ぎるのではないかとことを言われております。

その点がどうだったのかということと、さらには、聞きたいのは、行政手続的にこのことは適正なのかと、適正だと言われることの根拠を説明していただきたいというふうに思います。

以上です。

（教育部長 宮脇有子君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 宮脇部長。

○教育部長（宮脇有子君） 説明会でございますけれども、地域のほうは、君田地域におかれましては保護者の皆さん方がPTA主催で説明会のほうも開催されていまして、そちらのほうにも、市としても同席をさせていただいたところでございます。

先ほどの覚書でございますけれども、覚書のほうは16日の説明会の後に、自治区連合会の皆様方が、各理事会で区長さんにも確認していただきまして、押印されたというふうに伺っております。

手続でございますけれども、教育委員会会議にもかけさせていただいておりますし、本日議会のほうにも提案させていただいておりますので、手続的には問題ないというふうに考えております。

○議長（山村恵美子君） そのほかございますか。

(21番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

○21番(横光春市君) 議案第45号、定住促進住宅の管理条例でございますけども、これは県から、あるいは国からとか、譲渡を受けた住宅だろうというふうに思いますけれども、このことによって生ずる予算編成、売却すれば金が入ってくるんですが、あるいは返していかないけんとか、あるいは直して渡すんですよとかいうようなことがあろうと思うんですが、そこらは6か月以内ということがありますのでどうなるのかなという思いがあるんですが、そこらはどのような感じになるのかお伺いすればというふうに思います。予算編成があるかないかだけ、あとは教育民生常任委員会でやっていただけると思うんですが、今回、どのようになっているのか、そこらを教えていただければと思います。

(総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 桑田部長。

○総務部長(桑田秀剛君) 定住促進住宅につきましては、雇用・能力開発機構から購入したものでございます。その際に、国の補助金を使いまして購入をしております。今回のそれに関する予算につきましては、売却のほうの歳入と、国の補助金について返還がございますので、現在、県を通じて国に、返還金の金額の調整をしておるところでございます。ここがはっきりしましたら、9月の補正予算で、歳入と返還金、残った部分につきましては基金への積立てというふうな形で補正予算を提案させていただきたいと思っております。

なお、修繕等はせずに現状のまま民間にお渡しするという契約とさせていただいております。

○議長(山村恵美子君) そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) それでは、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に、議案第45号、議案第46号及び議案第62号の議案3件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第47号を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第48号 財産の処分について

議案第49号 指定管理者の指定の変更について

議案第50号 指定管理者の指定の変更について

議案第51号 指定管理者の指定の変更について

議案第52号 動産の買入れの契約について

議案第53号 動産の買入れの契約の一部変更について

議案第54号 工事請負契約の一部変更について

議案第55号 工事請負契約の一部変更について

議案第56号 工事請負契約の一部変更について

議案第57号 工事基本協定の締結について

議案第58号 損害賠償の額を定めることについて

議案第59号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第48号財産の処分についてから議案第59号損害賠償の額を定めることについてまでの議案12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第48号から議案第59号までの議案12件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第48号財産の処分について、御説明申し上げます。

本案は、寺戸定住促進住宅ほか3か所の定住促進住宅の土地と建物を売却価格1億278万36円で処分することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第49号指定管理者の指定の変更について、御説明申し上げます。

本案は、寺戸定住促進住宅ほか3か所の定住促進住宅の指定管理者の指定を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、指定管理期間を変更しようとするものであります。

次に、議案第50号指定管理者の指定の変更について、御説明申し上げます。

本案は、三次市東酒屋水泳プールの指定管理者の指定を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、指定管理期間を変更しようとするものであります。

次に、議案第51号指定管理者の指定の変更について、御説明申し上げます。

本案は、三次西健康づくりセンターデイサービス施設の指定管理者の指定を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、指定管理期間を変更しようとするものであります。

次に、議案第52号動産の買入れの契約について、御説明申し上げます。

本案は、中学校用タブレット端末の買入れにつきまして、広島県教育委員会が実施した公募型プロポーザルにより決定された株式会社大塚商会と6,254万8,651円で契約を締結することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第53号動産の買入れの契約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、三次小学校整備事業に係る事務用家具（備品）購入において、品川鋼材株式会社と締結している動産の買入れの契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約

及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、買入れ価格を3,300万から3,072万5,200円に変更しようとするものであります。

次に、議案第54号工事請負契約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、三次市立三次小学校改築工事建築主体工事において、株式会社加藤組と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を18億4,800万円から19億806万4,455円に変更しようとするものであります。

次に、議案第55号工事請負契約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、三次市立三次小学校改築工事機械設備工事において、備北設備工業株式会社と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を3億1,680万円から3億1,841万7,000円に変更しようとするものであります。

次に、議案第56号工事請負契約の一部変更について、御説明申し上げます。

本案は、三次市立三次小学校改築工事電気設備工事において、三次電工株式会社と締結している工事請負契約を変更することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、請負金額を2億3,650万円から2億3,930万5,000円に変更しようとするものであります。

次に、議案第57号工事基本協定の締結について、御説明申し上げます。

本案は、芸備線下和知・塩町間和田跨線橋外1補修工事において、西日本旅客鉄道株式会社と2億3,316万8,000円で工事基本協定を締結することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第58号損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和6年8月22日に、三次市東酒屋町字鷹鉢10109番26地先、県道青河江田川之内線で発生した倒木による車両物損事故の損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

最後に、議案第59号損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。

本案は、令和7年2月5日に、三次市和知町296番9、JR下和知駅で発生した、市が管理している駐輪場が突風により飛ばされ、JR下和知駅構内のフェンスを損壊したことによる損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を、地方自

治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案12件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（3番 竹田 恵君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 竹田議員。

○3番（竹田 恵君） 私から1点、議案48号についてお伺いをいたします。

約20年前に国の補助等を活用してこの住宅を譲渡しておりますけれども、譲渡目的として、その言葉のとおり定住促進を目的にしたり、地域活性化の担い手を育成するといったような形で、確保するという形でこの住宅を譲渡を受けたわけですが、今回、売却に当たっては約1億円程度の売却価格ということで、先ほど質問もあったとおり、この後かかる費用もあるんだと思いますが、残った額について、ぜひとも当面の方針でありますとおり定住促進等への金額として活用すべきだというふうに思っておりますけれども、その考えについてお伺いいたします。

（総務部長 桑田秀剛君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 桑田部長。

○総務部長（桑田秀剛君） 先ほどお答えしましたとおり、国の補助金を活用して購入しておりますので、一定額については国のほうに返還となります。残額につきましては、住宅の売却に伴うものでございますので、基本的には住宅関連に活用したいと思っておりますが、当面の使い道が決まっておるものではございませんので、住宅の基金のほうに積み立てる予定としております。また、定住のほうに直接ということは、今のところは考えておりません。

○議長（山村恵美子君） そのほかございますか。

（12番 掛田勝彦君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 掛田議員。

○12番（掛田勝彦君） 私のほうから議案第59号について質問させていただきたいと思います。

この議案第59号、支払金額が決まっていたら、これは専決処分になっていた可能性があったのか、言わば逆説的に考えたときに、なぜこの議案として上程されたのか、その理由をお示しいただければと思います。

（地域共創部長 呑谷 巧君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 呑谷地域共創部長。

○地域共創部長（呑谷 巧君） JRとの示談が3月7日にまとまっておりますけれども、損害金額のほうが保険会社の判定によりまして58万6,300円ということで、議案にかける必要があるということで6月議会のほうへ上程させていただきました。30万以上ということで議案にさせていただきました。

○議長（山村恵美子君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第48号から議案第50号及び議案第59号の議案4件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に、議案第51号から議案第56号までの議案6件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に、議案第57号及び議案第58号の議案2件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第60号 令和7年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）**

**議案第61号 令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）**

○議長（山村恵美子君） 日程第8、議案第60号令和7年度三次市一般会計補正予算（第1号）

（案）及び議案第61号令和7年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）の議案2件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第60号及び議案第61号の議案2件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第60号令和7年度三次市一般会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費、債務負担行為の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3億3,684万8,000円を追加し、補正後の総額を399億684万8,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず、歳出から御説明いたします。

総務費は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業2億1,231万3,000円を追加。

民生費は、保育所の備品購入費200万円など、合わせて400万円を追加。

土木費は、土地取得特別会計繰出金176万5,000円を減額。

消防費は、排水ポンプ場長寿命化整備事業1億2,000万円を追加。

教育費は、リーディングDXスクール事業80万円など、合わせて230万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億1,231万3,000円を追加。

県支出金は、基盤整備促進事業補助金8,400万円を追加。

繰入金は、財政調整基金繰入金283万5,000円など、合わせて683万5,000円を追加。

諸収入は、リーディングDXスクール事業委託金80万円など、合わせて130万円を追加。

市債は、水防施設等整備事業債3,240万円を追加しようとするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、第2表のとおり、排水ポンプ場長寿命化整備事業につい

て、令和８年度に繰り越そうとするものであります。

第３条債務負担行為の補正につきましては、第３表のとおり、排水ポンプ場長寿命化整備事業について廃止しようとするものであります。

第４条地方債の補正につきましては、第４表のとおり、水防施設等整備事業について、借入限度額を変更しようとするものであります。

最後に、議案第61号令和７年度三次市土地取得特別会計補正予算（第１号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の補正であります。

第１条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,118万円を追加し、補正後の総額を4,048万3,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、東酒屋産業用地の売却による土地売却収入により、公債費の繰上償還を追加しようとするものであります。

以上、議案２件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号及び議案第61号の議案２件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号及び議案第61号の議案２件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

ここで、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週６月16日月曜日から18日水曜日までの３日間、12人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う３日間につきましては、議事の関係上、会議の開始を９時30分としたいと思いますので、傍聴を御希望される方、また、御視聴くださいます皆様、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前１１時１１分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年6月13日

三次市議会議長 山 村 恵美子

会議録署名議員 片 岡 宏 文

会議録署名議員 細 美 克 浩